

事業所内託児施設等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（措法46の4、68の33）

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
割 増 償 却 の 種 類	1	46 条 の 4 68 条 の 33	46 条 の 4 68 条 の 33
事業所内託児施設等の種類	2	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備 器 具 及 び 備 品	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備 器 具 及 び 備 品
事業所内託児施設等の名称	3		
取 得 等 年 月 日	4	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	6	円	円
普 通 償 却 限 度 額	7		
割 増 償 却 率	8	$\frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$	$\frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$
割 増 償 却 限 度 額 (7) × (8)	9	円	円
償却・準備金方式の区分	10	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等			
一般事業主行動計画の届出	11	有 ・ 無	
一般事業主行動計画の公表	12	有 ・ 無	
都道府県知事の確認年月日	13	平 ・ ・	平 ・ ・
器 具 及 び 備 品 の 内 容	14	遊 戯 具 ・ 家 具 ・ 防 犯 設 備	遊 戯 具 ・ 家 具 ・ 防 犯 設 備
中 小 事 業 主 の 判 定			
常時雇用する労働者の数	15	人	該 当 ・ 非 該 当

特別償却の付表（二十七） 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（二十七）の記載の仕方

1 この付表（二十七）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の4《事業所内託児施設等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の33《事業所内託児施設等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第46条の4第1項に規定する事業所内託児施設等（以下「事業所内託児施設等」といいます。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「割増償却の種類1」は、措置法第46条の4又は第68条の33のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条を○で囲みます。

3 「事業所内託児施設等の種類2」は、事業所内託児施設等が「建物」、「建物附属設備」又は「器具及び備品」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

4 「取得価額6」には、事業所内託児施設等の取得価額を記載します。

ただし、その事業所内託児施設等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

5 「割増償却率8」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の割増償却率を○で囲みます。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項に規定する中小事業主である場合…「30」
- (2) 上記(1)の場合以外の場合…「20」

6 「償却・準備金方式の区分10」は、その対象資産につ

き直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「一般事業主行動計画の届出11」には、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画（同法第2条に規定する次世代育成支援対策として当該法人の雇用する同法第5条の労働者が利用することができる児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限りま

す。）を厚生労働大臣に届け出ているかどうかの有無を記載します。

(2) 「一般事業主行動計画の公表12」には、厚生労働大臣に届け出た一般事業主行動計画の内容を公表しているかどうかの有無を記載し、「有」の場合には、公表について確認する手段を右欄に具体的に記載します。

なお、法人が「中小事業主の判定」の「常時雇用する労働者の数15」で「該当」となった場合には、公表の必要はありません。

(3) 「都道府県知事の確認年月日13」には、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、その指定都市又は中核市の長）による、法人が取得し、又は建設した託児施設が措置法第46条の4第1項に規定する事業所内託児施設に該当するものである旨を確認した書類の交付年月日を記載します。

(4) 「器具及び備品の内容14」には、事業所内託児施設等が器具及び備品である場合に、該当するものを○で囲みます。

8 「中小事業主の判定」の「常時雇用する労働者の数15」欄は、次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主が常時雇用する労働者の数を記入し、その数が300人以下である場合には「該当」を○で囲み、300人を超える場合には「非該当」を○で囲みます。